

貝塚市市制施行80周年記念
協賛事業 募集要項



KAIZUKA CITY

募集期間

令和4年12月1日（木）～令和5年2月10日（金）

令和4年12月

貝塚市市制施行80周年記念事業実行委員会

— 目次 —

	ページ
1 はじめに	1
2 事業概要	1
3 応募資格	1
4 対象事業	2
5 補助金額	2
6 対象となる経費	3
7 応募方法等	3
8 審査方法等	4
9 補助金の決定と通知	5
10 事業の実施と留意事項	5
11 事業終了後の手続き	6
12 補助金の交付決定の取消と返還	6
13 事業スケジュール	7

1. はじめに

貝塚市は、昭和 18（1943）年 5 月 1 日、大阪府下 9 番目の市として誕生しました。そして、令和 5（2023）年に市制施行 80 周年を迎えます。

市制施行 80 周年を、20 年後の 100 周年も見据えた大きな節目と捉え、市民・企業・行政それぞれがより一層の協働を推進し、未来に向かって大きく飛躍・発展する契機とするため、貝塚市市制施行 80 周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施します。

貝塚市市制施行 80 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が記念事業の一環として、市民や企業、各種団体、学生等が、企画・実施する事業を本募集要項により募集します。

2. 事業概要

市民や企業、各種団体、学生等が主催して取り組み、80 周年記念の趣旨に沿うような事業に対し、その経費の一部又は全部を補助します。また、事業実施場所として市有施設を利用する場合、使用料の一部又は全部について減免します。

3. 応募資格

募集対象は、それぞれ下記の要件をすべて満たす団体とし、個人での応募はできません。

一般部門	<p>(1) 現在、主たる活動の場が貝塚市内であること。または、今後、貝塚市内での活動を予定していること。</p> <p>(2) 構成員、従業員が 5 名以上で、その構成員に、市内在住、在勤、又は在学するものを含み、責任者が成人であること。</p> <p>(3) 規約その他これに類するものを有していること。</p> <p>(4) 法令、条例、規則等に違反する活動をしていないこと。</p> <p>(5) 公序良俗に反する活動をしていないこと。</p> <p>(6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。</p> <p>(7) 団体又は団体の代表者が市税を滞納していないこと。</p> <p>(8) 貝塚市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 23 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。</p> <p>※ 複数の団体と連携し、応募することも可。</p>
学生部門	<p>(1) 5 名以上の学生のみで構成されていること。</p> <p>(2) 構成員に、市内に在住又は在学する高校生以上の学生（高等学校、専門学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院の学生）を含むこと。</p> <p>(3) 指導教官や顧問など、学生ではない 20 歳以上の指導者兼責任者がいること。</p>

4. 対象事業

補助の対象となる事業は、以下の（１）～（５）の項目をすべて満たす事業です。

（１） 以下のいずれかのテーマに該当する事業

① 「人がつどう」

多様な世代が交流し思いやる心を育むふれあいのまち、活気のあるまちの創造となる事業

② 「未来へつなぐ」

先人達の功績やまちの伝統を受け継ぎ、夢や希望への新しい一歩となる事業

③ 「魅力かがやく」

市の魅力の再確認、新しい魅力の創造、市内外へ魅力発信となる事業

（２） 令和５年４月１日から令和６年３月３１日までに実施完了する事業

（３） 応募者自らが企画し、実施する事業

（４） 市内において実施し、市内外の者が広く参加できる事業

（５） 実施しようとする事業が既存事業であるときは、貝塚市市制施行 80 周年を記念して拡充し、事業内容を追加したものであることが明確に区分できる事業

※ 以下の事業は補助の対象になりません。

- | |
|--|
| ① 営利を主たる目的として行われる事業
例) ・物品の販売などを主な目的としているもの
・企業等がその本来の事業の一環として行うもの |
| ② 政治的・宗教的活動として行われる事業
例) ・特定の政党を支持するもの
・神事や仏事などの宗教的な要素が含まれるもの
・特定の宗教の布教活動につながるもの |
| ③ 特定の事業の反対運動を目的とする事業 |
| ④ 国、府、市等から別の補助金を受けて実施する事業 |

5. 補助金額

補助金の額は、それぞれ以下の通りとします。

一般部門	1事業につき補助対象経費の2分の1以内で、50万円を上限とします。
学生部門	1事業につき補助対象経費のうち、50万円を上限とし、全額補助とします。

- （１） 対象事業に事業収入がある場合は、補助金と事業収入の額の合計が、総事業費を超えない範囲とします。
- （２） 1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- （３） 補助金の交付は予算の範囲内とします。補助件数（採択予定数）は、20件を上限としますが、各団体等の補助金の交付希望額により変更する可能性があります。

※ 補助金の交付は原則、事業完了後ですが、交付決定額の一部又は全部を事業実施前に受け取ることが可能です。詳しくは「9. 補助金の決定と通知」をご覧ください。

6. 対象となる経費

補助金の対象となる経費は、対象事業を実施するために必要と認められる経費で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支出される経費です。

対象となる経費	
報償費	講師・専門家、出演者等への謝礼等
旅費	講師・専門家、出演者等に支払う交通費、宿泊費等
消耗品費	事務用品等の消耗品の購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成代
通信運搬費	文書の郵送料・配送料等
保険料	ボランティア保険料、イベント保険料等
広告料	新聞、雑誌、テレビ等への広告料等
委託料	会場設営委託料、警備委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器借上料等
その他	その他実行委員会委員長が必要と認める経費

対象とならない経費
・ 団体維持に係る経費（事務所職員人件費、主たる事務所の賃料及び光熱水費等）
・ 交際費
・ 飲食費・懇親会費
・ 贈答品・記念品等
・ 領収書等のない、使途不明なもの
・ その他社会通念上必要と認められない経費

7. 応募方法等

(1) 提出書類

応募する際には、次の書類を実行委員会事務局に提出してください。

なお、応募は1団体につき1事業です。

- ① 貝塚市市制施行80周年記念協賛事業提案書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 事業収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体等概要書（様式第4-1号又は様式第4-2号）
- ⑤ 規則、会則又は定款等の写し（学生部門は提出不要）
- ⑥ その他実行委員会委員長が必要と認める書類

(2) 受付期間

令和4年12月1日(木)から令和5年2月10日(金)まで ※必着

(3) 提出方法及び提出先

(ア) メール : seisaku@city.kaizuka.lg.jp

(イ) 郵送 : 〒597-8585 貝塚市島中1丁目17番1号

貝塚市役所都市政策部政策推進課

(ウ) 持参 : 貝塚市役所都市政策部政策推進課(市役所2階)

※平日9時00分から17時00分までの間にお持ちください。

※ 感染症拡大防止のため、できる限りメール又は郵送でご提出ください。

8. 審査方法等

(1) 審査機関

実行委員会において、審査を行います。ただし、申請事業件数が多数の場合は、実行委員会事務局において、事前審査を行います。

(2) 審査方法

提出書類による書類審査となります。ただし、必要に応じて、申請団体のプレゼンテーションによる審査を行うことがあります。

(3) 審査のポイント

審査のポイント	
A	新たな挑戦や既存の取組の革新に取り組むものであるか
B	広く公益性があり、多くの市民が参加できるものであるか
C	本市の魅力向上又は魅力発信につながるものであるか
D	「80周年ならではの、貝塚市ならではの、市民ならではの」など独自性のあるものであるか
E	事業内容、スケジュール、収支計画、体制等が適切であり、取り組む団体等に熱意や意欲が感じられるものであるか
F	補助金に頼らず、今後も継続して事業を行っていく意志が見受けられるものであるか
G	新型コロナウイルス感染症等の感染症対策が十分に講じられているものであるか

※ 学生部門については、「F」は含みません。

(4) 評価点と評価方法

(ア) 各審査員が各審査基準に1点単位で10点から1点までの点数を付し、一般部門は70点満点、学生部門は60点満点とします。

(イ) 最高点及び最低点を付けた審査員各1名の評価点を除いた、残りの審査員の合計点で順位付けを行い、予算の範囲内で上位の事業から順に補助金交付対象事業とします。

(ウ) 上記にかかわらず、合計点が6割に満たない場合は選外となります。

(5) 選考結果（事業採択・不採択）の通知

令和5年3月議会での予算議決を得て、事業の採用・不採択を決定し、その旨を通知します。また、事業が採択された団体には、補助金を申し込むために必要な書類を同封しますので、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

※補助金を交付しない旨を決定した事業であっても、審査結果によっては「貝塚市市制施行80周年記念事業」等の冠称等の使用のみ承認する場合があります。

9. 補助金の決定と通知（※採択通知が届いたら）

同封の「貝塚市市制施行80周年記念協賛事業補助金交付申請書（様式第7号）」を提出してください。申請書を確認後、補助金交付決定通知書を郵送します。

前もって補助金の一部又は全部の支払いを受けなければ事業の実施が困難な場合、一般部門であれば交付決定額の2分の1以内、高校生部門であれば交付決定額の全額を概算払いとして受け取ることができます。その場合は、補助金交付決定通知書の写しを添付の上、「貝塚市市制施行80周年記念協賛事業補助金交付（概算払・前金払）請求書（様式第19号）」を提出してください。

10. 事業の実施と留意事項

(1) 協賛事業のPRについて

事業で作成するポスターやチラシ、ウェブサイト等には、以下のものを記載してください。

①「貝塚市市制施行80周年記念 協賛事業」の文言

② 貝塚市市制施行80周年記念の「ロゴマーク」

※「貝塚市市制施行80周年記念ロゴマーク運用マニュアル」に沿って使用してください。

※ 作成したポスターやチラシを持参いただければ、可能な範囲で公共施設等への設置を行います。

(2) 事業実施にあたっての留意事項

- ・補助金は、申請した事業の目的以外に使用することはできません。
- ・提出された書類に虚偽の記載があるなど、不正な行為があった場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。
- ・交付決定後、事業内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ変更手続きが必要ですので、速やかに実行委員会事務局（電話：072-433-7295）まで、ご連絡ください。事前に連絡なく、事業を変更又は中止した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- ・事業実施にあたり、活動の記録（写真、チラシ、新聞記事等）を残すようにしてください。
- ・事業の開催により事故等が発生した場合は、主催者が責任をもって対応してください。市又は実行委員会では一切の責任を負いません。なお、事故等が発生した場合は、実績報告書とは別に事故等の報告書（様式任意）を提出してください。

11. 事業終了後の手続き

補助対象事業が終了したときは、30日以内に以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 貝塚市市制施行80周年記念協賛事業補助金実績報告書（様式第14号）
- ② 事業収支決算書（様式第15号）
- ③ 事業の実施状況が分かる報告書（任意様式）
 - ※ 写真、チラシ等を添付し、参加人数を明記すること
- ④ その他実行委員会委員長が必要と認める書類
 - ※ 事業に係る経費についての領収書の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法及び提出先

- (ア) メール：seisaku@city.kaizuka.lg.jp
- (イ) 郵送：〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号 貝塚市役所政策推進課
- (ウ) 持参：貝塚市役所政策推進課（市役所2階）

※平日9時00分から17時00分までの間にお持ちください。

※ 感染症拡大防止のため、できる限りメール又は郵送でご提出ください。

(3) 補助金額の確定

- ① 提出された実績報告に関する書類を基に、事業が適正に行われたか、対象経費の不適切な支出がないかなどを審査し、補助金額を確定します。
- ② 審査の結果は文書により郵送で通知します。
- ③ 補助金額の確定通知を受けた後、「貝塚市市制施行80周年記念協賛事業補助金交付請求書（様式第18号）」を提出してください。後日、未交付額のうち請求のあった金額を、団体の口座に振り込みます。

12. 補助金の交付決定の取消と返還

交付決定後に、以下のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消します。また、既に交付済みの補助金がある場合は、返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。
 - (3) 必要な届出や報告を行わなかったとき、又は虚偽の届出や報告をしたとき。
 - (4) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止又は廃止したとき。
 - (5) 交付した補助金に剰余金が生じたとき。
 - (6) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (7) 実行委員会委員長の指示に従わないとき。
 - (8) その他関係法令及び本募集要項に違反したとき。
- ※ 天災地変その他の理由により事業を実施すべきでないと判断される場合は、実行委員会から事業の全部又は一部の中止をお願いすることがあります。その際の補助金額は、事業の進捗状況により異なります。

13. 事業スケジュール

項目	期間	備考
① 募集・提案書の提出 ＜団体⇒実行委員会＞	令和4年12月1日 ～令和5年2月10日	募集期間中に申請書類を事務局にメール、持参又は郵送（締切日必着）で提出してください。
② 選考及び選考結果（事業採択）通知	令和5年3月末 （予定）	実行委員会において、書類審査及び必要に応じてプレゼンテーション審査により、事業の採択の可否を決定し、結果を文書で通知します。
③ 補助金交付申請 ＜団体⇒実行委員会＞	令和5年4月1日以降	採択された団体は、実行委員会に補助金交付申請書を提出してください。
④ 補助金交付決定 ＜実行委員会⇒団体＞	交付申請があった団体から随時	実行委員会から団体に通知します。なお、令和5年4月1日以降の支払いのみが対象です。
（概算払請求） ＜団体⇒実行委員会＞	事業実施前	補助金の一部又は全部を請求できません。 ※詳しくは「9. 補助金の決定と通知」をご覧ください。
⑤ 事業実施 ＜団体＞	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	期間内に実施完了してください。
⑥ 実績報告 ＜団体⇒実行委員会＞	事業実施完了後、30日以内	「実績報告書」他関係資料を提出してください。
⑦ 審査・交付額の確定 ＜実行委員会⇒団体＞	実績報告の審査終了後	交付額を確定し、団体に通知します。
⑧ 補助金の請求 ＜団体⇒実行委員会＞	「確定通知書」を受け取った後	請求書を実行委員会に送付してください。
⑨ 補助金の交付 ＜実行委員会⇒団体＞	請求があった団体から随時	指定した口座へ補助金を振り込みます。

※ 貝塚市市制施行80周年記念協賛事業の募集は、令和5年度予算の成立を前提としており、予算が成立しなかった場合は実施しませんのでご了承ください。

※ 協賛事業に係る書類（領収書等）に関しては、事業終了後、5年間保管してください。

【問合せ先】

貝塚市市制施行80周年記念事業実行委員会事務局（貝塚市役所政策推進課内）

住所：〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号（市役所2階）

Tel：072-433-7295（直通） Mail：seisaku@city.kaizuka.lg.jp